

吉岡温泉活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡温泉活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、吉岡温泉の活性化に資する事業を支援することにより、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1欄に掲げる事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第2欄に掲げる補助事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の総額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第4欄に掲げる額を限度とし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除

税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（概算払い）

第8条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払いにより交付することができる。

（実績報告）

第9条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者が仕入税控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額
まちなみ整備事業	吉岡温泉の良好なまちなみや景観の形成に関わる整備を行う事業のうち、次に掲げるもの (1) 工事費のうち、外観に係る経費 (2) 屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の隠蔽等に係る経費 (3) 門、塀、柵、植栽、街灯等の修繕又は設営に係る経費 (4) 良好なまちなみ形成と活性化に係る計画等策定に係る経費 (5) 観光客が安心・快適に散策するために必要な環境整備等に係る経費	2分の1	50万円
吉岡温泉会館一ノ湯の改修事業	構造躯体、給排水設備、空調設備、電気設備その他の建築設備の機能向上を目的とした改修費用		
広報宣伝事業	(1) 吉岡温泉への誘客を目的とした広報に係る経費 (2) まちの案内に関わる看板の設置・修繕・撤去に係る経費		
空き家活用事業	観光客の誘客に繋がる利用を目的とした空き家の活用のための工事や改修に係る経費		

様式第 1 号(第 6 条、第 9 条関係)

吉岡温泉活性化事業計画（報告）書

1. 補助事業名 _____

2. 事業予定期間 開始 年 月 日

 終了 年 月 日 （ 日間）

3. 事業計画（実績）

事業の名称

(具体的内容)

4. 事業効果見込（実績）

(具体的内容)

様式第 2 号(第 6 条、第 9 条関係)

吉岡温泉活性化事業収支予算（決算）書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算 (決算) 額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算 (決算) 額	摘 要
計		

【消費税の取り扱い】※いずれか該当するものに○をしてください。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 %を超えている公益法人・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度吉岡温泉活性化事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった吉岡温泉活性化事業補助金について、吉岡温泉活性化事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 円
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳							

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法